

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-155196

(P2006-155196A)

(43) 公開日 平成18年6月15日(2006.6.15)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 21/20 (2006.01)	G06F 15/00 330F	5B085
H04L 9/32 (2006.01)	H04L 9/00 673D	5J104

審査請求 未請求 請求項の数 39 O L (全 22 頁)

(21) 出願番号 特願2004-344277 (P2004-344277)
 (22) 出願日 平成16年11月29日 (2004.11.29)

(71) 出願人 504439757
 インテリジェントディスク株式会社
 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-2-6
 新横浜ビジネスセンタービル6F
 (71) 出願人 000003687
 東京電力株式会社
 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
 (74) 代理人 100081710
 弁理士 福山 正博
 (72) 発明者 重富 孝士
 横浜市港北区新横浜 3-2-6
 新横浜ビジネスセンタービル6F
 インテリジェントディスク株式会社内

最終頁に続く

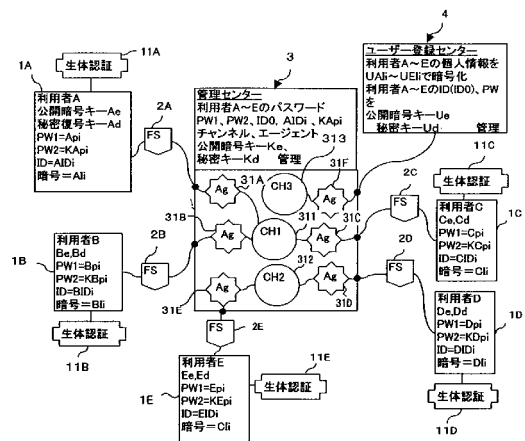
(54) 【発明の名称】 ネットワークアクセスシステム、方法及び記憶媒体

(57) 【要約】

【課題】 予めネットワーク側に登録された利用者のみがきわめて高いセキュリティを維持しつつ当該ネットワークにアクセス可能とする。

【解決手段】 利用者 1 A の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が、ディスクに搭載された電子回路のメモリ (外付け記憶媒体) に格納される。ディスク駆動時に、生体認証手段 1 1 E により、利用者から生体認証情報を取得し、電子回路 (外付け記憶媒体) に格納されている生体認証情報と比較し、両情報が一致したとき電子回路 (外付け記憶媒体) に格納されているアクセス認証情報をネットワーク側へ送出する。ネットワーク側では、受信したアクセス認証情報に基づいて利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときに、利用者端末のサービスコミュニティへの接続を許可する。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

利用者端末が、ネットワークに接続されているサービス提供側に設けられたサービスコミュニティにアクセスして接続するネットワークアクセスシステムにおいて、

利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が、ディスクに搭載された電子回路のメモリに格納され、

前記ディスク駆動時に、生体認証手段により、利用者から前記生体認証情報に関する生体情報を取得し、前記電子回路に格納されている生体認証情報と比較し、両情報が一致したとき前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送し、

前記ネットワーク側には、アクセス認証手段により、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときには、前記利用者端末の前記サービスコミュニティへの接続を許可することを特徴とするネットワークアクセスシステム。

【請求項 2】

利用者端末が、ネットワーク側に接続されているサービス提供側に設けられたサービスコミュニティにアクセスして接続するネットワークアクセスシステムにおいて、

利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が、前記利用者端末に接続され、信号処理機能を有する外付け記憶媒体に格納され、

生体認証手段により、利用者から前記生体認証情報に関する生体情報を取得し、前記外付け記憶媒体に格納されている生体認証情報と比較し、両情報が一致したとき前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送し、

前記ネットワーク側には、アクセス認証手段により、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときには、前記利用者端末の前記サービスコミュニティへの接続を許可することを特徴とするネットワークアクセスシステム。

【請求項 3】

前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出されることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 4】

前記ネットワーク側には、前記利用者のアクセス認証情報を含む情報を管理する管理センターを備え、前記アクセス認証手段による判断は、前記管理センターに管理されているアクセス認証情報との比較により行われることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 5】

ネットワークを介して利用者端末のアクセスによって、管理センターにより管理されているサーバーにするソサイエティを含むコミュニティへの接続を行うネットワークアクセスシステムにおいて、

前記管理センターには、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納され、

前記利用者端末に内蔵され、または接続された利用者の生体認証情報を検出する生体認証情報検出手段と、

前記利用者端末に接続されたディスクドライブと、
を備え、

前記ディスクドライブで駆動されるディスクには、前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が格納された電子回路が搭載され、

前記ディスクドライブによる前記ディスクの駆動時に、前記生体認証情報検出手段により利用者から検出した生体認証情報と、前記電子回路に格納されている生体認証情報とを

10

20

30

40

50

比較し、両情報が一致したとき、前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出され、

前記管理センターでは、受信した前記アクセス認証情報が、予め格納されているアクセス認証情報と一致する場合に、前記利用者を登録されている正規な利用者であると判断し、前記利用者端末を前記コミュニティへの接続を許可することを特徴とするネットワークアクセスシステム。

【請求項 6】

ネットワークを介して利用者端末のアクセスによって、管理センターにより管理されているサーバーにするソサイエティを含むコミュニティへの接続を行うネットワークアクセスシステムにおいて、

10

前記管理センターには、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納され、

前記利用者端末に内蔵され、または接続された利用者の生体認証情報を検出する生体認証情報検出手段と、

前記利用者端末に接続され、前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットワークアクセス時に必要なアクセス認証情報が格納され、信号処理機能を有する外付け記憶媒体と、

前記生体認証情報検出手段により利用者から検出した生体認証情報と、前記外付け記憶媒体に格納されている生体認証情報とを比較し、両情報が一致したとき、前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出され、

20

前記管理センターでは、受信した前記アクセス認証情報が、予め格納されているアクセス認証情報と一致する場合に、前記利用者を登録されている正規な利用者であると判断し、前記利用者端末を前記コミュニティへの接続を許可することを特徴とするネットワークアクセスシステム。

【請求項 7】

前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出されることを特徴とする請求項 5 または 6 に記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 8】

前記管理センターは、内蔵され、または接続されたユーザー登録センターを有し、前記ユーザー登録センターには前記利用者の個人情報や前記アクセス認証情報が格納されていることを特徴とする請求項 5 または 6 に記載のネットワークアクセスシステム。

30

【請求項 9】

前記アクセス認証情報は、利用者の ID とパスワードを含むことを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 10】

前記利用者の前記ネットワーク側での情報授受は、前記利用者に対して予め付与されたニックネームによって行われることを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 11】

40

前記アクセス認証情報は、前記利用者端末側から暗号化されて出力され、前記ネットワーク側では、受信した暗号化されたアクセス認証情報を復号化することを特徴とする請求項 1 乃至 10 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 12】

前記アクセス認証情報は、利用者によるアクセス毎に変化されることを特徴とする請求項 1 乃至 11 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 13】

前記変化するアクセス認証情報は、前記利用者端末側と前記ネットワーク側のみが知り得るように公開暗号キーと秘密復号キーに基づいて処理されていることを特徴とする請求項 1 乃至 12 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

50

【請求項 14】

前記ネットワーク側は、前記利用者の次回アクセス用のアクセス認証情報を生成し暗号化して前記利用者端末側に送出し、前記利用者端末側からの次回アクセス時には、前記ネットワーク側から受信した前記アクセス認証情報を送出することを特徴とする請求項 1 乃至 13 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 15】

前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理され、前記利用者を特定した利用者情報は、前記利用者側の前記電子回路で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とすることを特徴とする請求項 1 乃至 14 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。 10

【請求項 16】

前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理され、前記利用者を特定した利用者情報は、前記利用者側の前記外付け記憶媒体で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とすることを特徴とする請求項 1 乃至 14 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 17】

前記補助コードは公開暗号キーによって暗号化されて前記利用者端末側から送われ、前記ネットワーク側では、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーにより復号化して得られた補助コードとして利用されることを特徴とする請求項 15 または 16 に記載のネットワークアクセスシステム。 20

【請求項 18】

前記利用者側と前記ネットワーク側間での情報授受は、公開暗号キーを用いた暗号化と、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーによる復号化処理を介して実行されることを特徴とする請求項 1 乃至 17 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 19】

前記生体認証情報は、指紋認証、顔認証、声紋認証または瞳の虹彩認証情報であることを特徴とする請求項 1 乃至 18 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 20】

前記ディスクは、光ディスクであることを特徴とする請求項 3 乃至 5、7 乃至 15、17 乃至 19 のいずれかに記載のネットワークアクセスシステム。 30

【請求項 21】

利用者端末からのアクセスにより、ネットワーク側に接続されているサービス系に接続するネットワークアクセス方法において、

ディスクに搭載された電子回路のメモリに利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報を格納しておき、前記ディスク駆動時に、前記利用者から検出手段により取得した生体認証情報と、前記電子回路に格納されている生体認証情報とを比較し、両情報が一致したとき前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送出し、 40

前記ネットワーク側では、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときに、前記利用者端末の前記サービス系への接続を許可することを特徴とするネットワークアクセス方法。

【請求項 22】

利用者端末からのアクセスにより、ネットワーク側に接続されているサービス系に接続するネットワークアクセス方法において、

前記利用者端末に接続され、信号処理機能を有する外付け記憶媒体に利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報を格納しておき、

前記利用者から検出手段により取得した生体認証情報と、前記外付け記憶媒体に格納さ 50

れている生体認証情報とを比較し、両情報が一致したとき前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送出し、

前記ネットワーク側では、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときに、前記利用者端末の前記サービス系への接続を許可することを特徴とするネットワークアクセス方法。

【請求項 23】

前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出手続きを特徴とする請求項 21 または 22 に記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 24】

利用者端末のアクセスによりネットワークを介して、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納された管理センターにより管理されているサーバーに接続するネットワークアクセス方法であって、

ディスクドライブで駆動され、前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が格納された電子回路が搭載されたディスクの駆動時に、前記利用者端末側の生体認証手段により得られた前記利用者の生体認証情報と、前記ディスクの電子回路に格納された生体認証データとを比較し、両情報が一致したとき、前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出し、

前記管理センターは、受信した前記アクセス認証情報を、予め格納されているアクセス認証情報と比較し、両情報が一致したときのみ前記利用者端末の接続を許可することを特徴とするネットワークアクセス方法。

【請求項 25】

利用者端末のアクセスによりネットワークを介して、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納された管理センターにより管理されているサーバーに接続するネットワークアクセス方法であって、

前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報を、信号処理機能を有する外付け記憶媒体に格納し、前記利用者端末側の生体認証手段により得られた生体認証情報と、前記外付け記憶媒体に格納された生体認証データとを比較し、両情報が一致したとき、前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出し、

前記管理センターは、受信した前記アクセス認証情報を、予め格納されているアクセス認証情報と比較し、両情報が一致したときのみ前記利用者端末の接続を許可することを特徴とするネットワークアクセス方法。

【請求項 26】

前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出手続きを特徴とする請求項 24 または 25 に記載のネットワークアクセスシステム。

【請求項 27】

前記利用者の前記ネットワーク側での情報授受を、前記利用者に対して予め付与されたニックネームによって行うことを特徴とする請求項 21 乃至 26 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 28】

前記ネットワーク側には、前記利用者の個人情報や前記アクセス認証情報が格納されていることを特徴とする請求項 21 乃至 27 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 29】

前記アクセス認証情報は、利用者の ID とパスワードを含むことを特徴とする請求項 21 乃至 28 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 30】

10

20

30

40

50

前記アクセス認証情報は、前記利用者端末側から暗号化されて出力し、前記ネットワーク側では、受信した暗号化されたアクセス認証情報を復号化することを特徴とする請求項 2 1 乃至 2 9 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 3 1】

前記アクセス認証情報は、利用者によるアクセス毎に変化させることを特徴とする請求項 2 1 乃至 3 0 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 3 2】

前記変化するアクセス認証情報は、前記利用者端末側と前記ネットワーク側のみが知り得るように公開暗号キーと秘密復号キーに基づいて処理することを特徴とする請求項 2 1 乃至 3 1 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

10

【請求項 3 3】

前記ネットワーク側は、前記利用者の次回アクセス用のアクセス認証情報を生成し暗号化して前記利用者端末側に送出し、前記利用者端末側からの次回アクセス時には、前記ネットワーク側から受信した前記アクセス認証情報を送することを特徴とする請求項 2 1 乃至 3 2 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 3 4】

前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理し、前記利用者を特定した利用者情報は、前記利用者側の前記電子回路で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とすることを特徴とする請求項 2 1 乃至 3 3 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

20

【請求項 3 5】

前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理し、前記利用者を特定した利用者情報は、前記利用者側の前記外付け記憶媒体で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とすることを特徴とする請求項 2 1 乃至 3 3 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 3 6】

前記補助コードを公開暗号キーによって暗号化されて前記利用者端末側から送出し、前記ネットワーク側では、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーにより復号化して得られた補助コードとして利用することを特徴とする請求項 3 4 に記載のネットワークアクセス方法。

30

【請求項 3 7】

前記利用者側と前記ネットワーク側間での情報授受は、公開暗号キーを用いた暗号化と、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーによる復号化処理を介して実行することを特徴とする請求項 2 1 乃至 3 5 のいずれかに記載のネットワークアクセス方法。

【請求項 3 8】

前記生体認証情報は、指紋認証、顔認証、声紋認証または瞳の虹彩認証情報であることを特徴とする請求項 2 1 乃至 3 7 のいずれかに記載のネットワーク方法。

【請求項 3 9】

請求項 2 1 乃至 3 8 のいずれかに記載の処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを格納した記憶媒体。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明はネットワークアクセスシステム、方法及び記憶媒体に関し、特にきわめて高度なセキュリティを維持できるネットワークアクセスシステム、方法及び記憶媒体に関する。

【背景技術】

【0002】

50

インターネット及びブロードバンド環境の急速な普及により、インターネットを介して個人は、各種のサービスを楽しむことができるようになってきている。利用者個人は、自宅に居ながらパソコンを用いて、または携帯端末を用いてネットサービスに簡単にアクセスできる。

【0003】

この種のサービスは、一方的に情報を受けるだけであれば、当該情報のダウンロードだけで済み、利用者の個人情報に漏れる心配はないが、ネットオークション、商品購買等の電子商取引では、利用者個人情報を開示しなければならないため、情報漏洩の危険がある。この種の電子商取引システムは、例えば、特許文献1に開示されている。

【0004】

【特許文献1】特開2004-318497(図1、段落番号【0009】～【0016】)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、電子商取引では、利用者のクレジットカード番号や有効期限、個人銀行口座、住所、氏名、生年月日等の個人情報を開示しなければならないケースが多い。また、ネットに入力された個人情報は、相手方の利用処理に委ねられ、個人情報のセキュリティ確保の保証がなく、更に当該個人情報はネットを無制約に飛び交い、いつ何時に個人情報が他人に渡るか不安も大きいものである。

【0006】

そこで、セキュリティを確保するため、利用者本人であることを認証する種々の認証手段(IDやパスワード)を利用するシステムが一般的に実用化されている。しかし、認証システムは必ず抜け道があり、システムの脆弱性を突いて個人情報を盗んだり、情報改ざんが行われることもある。認証システムのセキュリティをより向上させるためには、利用するサービス毎にIDやパスワードを設定することも有用であるが、その管理のための費用は利用者負担となることが多く、コスト面での問題が残る。

【0007】

また、当該個人情報を利用して利用者になりすまして電子商取引が行われる危険性も大きい。利用者個人へのなりすましだけでなく、信頼を前提としたeコマースに悪意の業者が参入して有名サイトでもなりすましの危険もある。

【0008】

更に、ネットサービスの一環としてのメールによるコミュニティに参加するサービスもあるが、かかるサービスでは、利用者のメールアドレスが第三者に開示され、いつの間にか迷惑メールの攻撃に晒される恐れもある。

【0009】

本発明は、従来技術の上述した課題に鑑みなされたものであり、斯かる課題を克服できるネットワークアクセスシステム、方法及び記憶媒体を提供することを主たる目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

前述の課題を解決するため本発明によるネットワークアクセスシステム、方法及び記憶媒体は、以下のような特徴的な構成を採用している。

【0011】

(1)利用者端末が、ネットワークに接続されているサービス提供側に設けられたサービスコミュニティにアクセスして接続するネットワークアクセスシステムにおいて、

利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が、ディスクに搭載された電子回路のメモリに格納され、

前記ディスク駆動時に、生体認証手段により、利用者から前記生体認証情報に関する生体情報を取得し、前記電子回路に格納されている生体認証情報と比較し、両情報が一致したとき前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送出

10

20

30

40

50

し、

前記ネットワーク側には、アクセス認証手段により、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときには、前記利用者端末の前記サービスコミュニティへの接続を許可するネットワークアクセスシステム。

(2) 利用者端末が、ネットワーク側に接続されているサービス提供側に設けられたサービスコミュニティにアクセスして接続するネットワークアクセスシステムにおいて、

利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が、前記利用者端末に接続され、信号処理機能を有する外付け記憶媒体に格納され、

10

生体認証手段により、利用者から前記生体認証情報に関する生体情報を取得し、前記外付け記憶媒体に格納されている生体認証情報と比較し、両情報が一致したとき前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送出し、

前記ネットワーク側には、アクセス認証手段により、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときには、前記利用者端末の前記サービスコミュニティへの接続を許可するネットワークアクセスシステム。

(3) 前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出手続の上記(1)または(2)のネットワークアクセスシステム。

(4) 前記ネットワーク側には、前記利用者のアクセス認証情報を含む情報を管理する管理センターを備え、前記アクセス認証手段による判断は、前記管理センターに管理されているアクセス認証情報との比較により行われる上記(1)乃至(3)のいずれかのネットワークアクセスシステム。

20

(5) ネットワークを介して利用者端末のアクセスによって、管理センターにより管理されているサーバーにするソサイエティを含むコミュニティへの接続を行うネットワークアクセスシステムにおいて、

前記管理センターには、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納され、

前記利用者端末に内蔵され、または接続された利用者の生体認証情報を検出する生体認証情報検出手段と、

前記利用者端末に接続されたディスクドライブと、

30

を備え、前記ディスクドライブで駆動されるディスクには、前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が格納された電子回路が搭載され、

前記ディスクドライブによる前記ディスクの駆動時に、前記生体認証情報検出手段により利用者から検出した生体認証情報と、前記電子回路に格納されている生体認証情報とを比較し、両情報が一致したとき、前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出手続され、

前記管理センターでは、受信した前記アクセス認証情報が、予め格納されているアクセス認証情報と一致する場合に、前記利用者を登録されている正規な利用者であると判断し、前記利用者端末を前記コミュニティへの接続を許可するネットワークアクセスシステム。

40

(6) ネットワークを介して利用者端末のアクセスによって、管理センターにより管理されているサーバーにするソサイエティを含むコミュニティへの接続を行うネットワークアクセスシステムにおいて、

前記管理センターには、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納され、

前記利用者端末に内蔵され、または接続された利用者の生体認証情報を検出する生体認証情報検出手段と、

前記利用者端末に接続され、前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が格納され、信号処理機能を有する外付け記

50

憶媒体と、

前記生体認証情報検出手段により利用者から検出した生体認証情報と、前記外付け記憶媒体に格納されている生体認証情報とを比較し、両情報が一致したとき、前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出され、

前記管理センターでは、受信した前記アクセス認証情報が、予め格納されているアクセス認証情報と一致する場合に、前記利用者を登録されている正規な利用者であると判断し、前記利用者端末を前記コミュニティへの接続を許可するネットワークアクセスシステム。

(7) 前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出される上記(5)または(6)のネットワークアクセスシステム。 10

(8) 前記管理センターは、内蔵され、または接続されたユーザー登録センターを有し、前記ユーザー登録センターには前記利用者の個人情報や前記アクセス認証情報が格納されている上記5または6のネットワークアクセスシステム。

(9) 前記アクセス認証情報は、利用者のIDとパスワードを含む上記1乃至8のいずれかのネットワークアクセスシステム。

(10) 前記利用者の前記ネットワーク側での情報授受は、前記利用者に対して予め付与されたニックネームによって行われる上記(1)乃至(9)のいずれかのネットワークアクセスシステム。

(11) 前記アクセス認証情報は、前記利用者端末側から暗号化されて出力され、前記ネットワーク側では、受信した暗号化されたアクセス認証情報を復号化する上記(1)乃至(10)のいずれかのネットワークアクセスシステム。 20

(12) 前記アクセス認証情報は、利用者によるアクセス毎に変化される上記(1)乃至(11)のいずれかのネットワークアクセスシステム。

(13) 前記変化するアクセス認証情報は、前記利用者端末側と前記ネットワーク側のみが知り得るように公開暗号キーと秘密復号キーに基づいて処理されている上記(1)乃至(12)のいずれかのネットワークアクセスシステム。

(14) 前記ネットワーク側は、前記利用者の次回アクセス用のアクセス認証情報を生成し暗号化して前記利用者端末側に送出し、前記利用者端末側からの次回アクセス時には、前記ネットワーク側から受信した前記アクセス認証情報を送出する上記(1)乃至(13)のいずれかのネットワークアクセスシステム。 30

(15) 前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理され、前記利用者を特定した利用者情報は、前記利用者側の前記電子回路で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とする上記(1)乃至(14)のいずれかにネットワークアクセスシステム。

(16) 前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理され、前記利用者を特定した利用者情報は、前記利用者側の前記外付け記憶媒体で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とする上記(1)乃至(14)のいずれかにネットワークアクセスシステム。 40

(17) 前記補助コードは公開暗号キーによって暗号化されて前記利用者端末側から送出され、前記ネットワーク側では、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーにより復号化して得られた補助コードとして利用される上記(15)または(16)のネットワークアクセスシステム。

(18) 前記利用者側と前記ネットワーク側間での情報授受は、公開暗号キーを用いた暗号化と、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーによる復号化処理を介して実行される上記(1)乃至(17)のいずれかのネットワークアクセスシステム。

(19) 前記生体認証情報は、指紋認証、顔認証、声紋認証または瞳の虹彩認証情報である上記(1)乃至(18)のいずれかのネットワークアクセスシステム。 50

(20) 前記ディスクは、光ディスクである上記(3)乃至(5)、(7)乃至(15)、(17)乃至(19)のいずれかのネットワークアクセスシステム。

(21) 利用者端末からのアクセスにより、ネットワーク側に接続されているサービス系に接続するネットワークアクセス方法において、

ディスクに搭載された電子回路のメモリに利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報を格納しておき、前記ディスク駆動時に、前記利用者から検出手段により取得した生体認証情報と、前記電子回路に格納されている生体認証情報とを比較し、両情報が一致したとき前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送出し、

前記ネットワーク側では、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときに、前記利用者端末の前記サービス系への接続を許可するネットワークアクセス方法。

(22) 利用者端末からのアクセスにより、ネットワーク側に接続されているサービス系に接続するネットワークアクセス方法において、

前記利用者端末に接続され、信号処理機能を有する外付け記憶媒体に利用者の生体認証のための生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報を格納しておき、

前記利用者から検出手段により取得した生体認証情報と、前記外付け記憶媒体に格納されている生体認証情報とを比較し、両情報が一致したとき前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報を前記ネットワーク側に送出し、

前記ネットワーク側では、受信した前記アクセス認証情報に基づいて前記利用者が正規な利用者であるか否かを判断し、正規な利用者であると判断されたときに、前記利用者端末の前記サービス系への接続を許可するネットワークアクセス方法。

(23) 前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出される上記(21)または(22)のネットワークアクセスシステム。

(24) 利用者端末のアクセスによりネットワークを介して、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納された管理センターにより管理されているサーバーに接続するネットワークアクセス方法であって、

ディスクドライブで駆動され、前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報が格納された電子回路が搭載されたディスクの駆動時に、前記利用者端末側の生体認証手段により得られた前記利用者の生体認証情報と、前記ディスクの電子回路に格納された生体認証データとを比較し、両情報が一致したとき、前記電子回路に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出し、

前記管理センターは、受信した前記アクセス認証情報を、予め格納されているアクセス認証情報と比較し、両情報が一致したときのみ前記利用者端末の接続を許可するネットワークアクセス方法。

(25) 利用者端末のアクセスによりネットワークを介して、接続を許可された利用者のアクセス認証情報が格納された管理センターにより管理されているサーバーに接続するネットワークアクセス方法であって、

前記利用者の生体認証情報と、利用者毎に定められているネットアクセス時に必要なアクセス認証情報を、信号処理機能を有する外付け記憶媒体に格納し、前記利用者端末側の生体認証手段により得られた生体認証情報と、前記外付け記憶媒体に格納された生体認証データとを比較し、両情報が一致したとき、前記外付け記憶媒体に格納されている前記アクセス認証情報が前記利用者端末を介して前記管理センターに送出し、

前記管理センターは、受信した前記アクセス認証情報を、予め格納されているアクセス認証情報と比較し、両情報が一致したときのみ前記利用者端末の接続を許可するネットワークアクセス方法。

(26) 前記電子回路または外付け記憶媒体にはアクセス先情報が格納され、前記アクセス先情報が送出される上記(24)または(25)のネットワークアクセスシステム

10

20

30

40

50

。(27)前記利用者の前記ネットワーク側での情報授受を、前記利用者に対して予め付与されたニックネームによって行う上記(21)乃至(26)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(28)前記ネットワーク側には、前記利用者の個人情報や前記アクセス認証情報が格納されている上記(21)乃至(27)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(29)前記アクセス認証情報は、利用者のIDとパスワードを含む上記(21)乃至(28)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(30)前記アクセス認証情報は、前記利用者端末側から暗号化されて出力し、前記ネットワーク側では、受信した暗号化されたアクセス認証情報を復号化する上記(21)乃至(29)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(31)前記アクセス認証情報は、利用者によるアクセス毎に変化させる上記(21)乃至(30)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(32)前記変化するアクセス認証情報は、前記利用者端末側と前記ネットワーク側のみが知り得るように公開暗号キーと秘密復号キーに基づいて処理する上記(21)乃至(31)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(33)前記ネットワーク側は、前記利用者の次回アクセス用のアクセス認証情報を生成し暗号化して前記利用者端末側に送出し、前記利用者端末側からの次回アクセス時には、前記ネットワーク側から受信した前記アクセス認証情報を送出する上記(21)乃至(32)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(34)前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理し、前記利用者を選定した利用者情報は、前記利用者側の前記電子回路で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とする上記(21)乃至(33)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(35)前記ネットワーク側に格納されている利用者に関する情報は、前記利用者毎に付与されている基礎コードにより管理し、前記利用者を選定した利用者情報は、前記利用者側の前記外付け記憶媒体で生成された補助コードと前記基礎コードを組み合わせた基本コードによってのみ読み込み、書き込みを可能とする上記(21)乃至(33)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(36)前記補助コードを公開暗号キーによって暗号化されて前記利用者端末側から送出し、前記ネットワーク側では、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーにより復号化して得られた補助コードとして利用する上記(34)のネットワークアクセス方法。

(37)前記利用者側と前記ネットワーク側間での情報授受は、公開暗号キーを用いた暗号化と、前記公開暗号キーに対応する秘密復号キーによる復号化処理を介して実行する上記(21)乃至(35)のいずれかのネットワークアクセス方法。

(38)前記生体認証情報は、指紋認証、顔認証、声紋認証または瞳の虹彩認証情報である上記(21)乃至(37)のいずれかのネットワーク方法。

(39)上記(21)乃至(38)のいずれかの処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを格納した記憶媒体。

【発明の効果】

【0012】

本発明によれば、光ディスク(光ディスクに限らず一般的なディスク記憶媒体)に格納されている利用者個人の情報は、暗号化されて光ディスクに搭載されている電子回路のメモリに保存され、一方、サービスを提供するサイドにも当該利用者の個人情報が暗号化されて保存され、それぞれの個人情報は、利用者側とサービス提供者サイド(ネットワーク側)のみが知っている暗号キーや復号キーでしか暗号化、復号化処理ができないためセキュリティは格段に向上する。つまり、利用者が保持する光ディスクは、利用者のネット社会に対するパスポートとしての機能を有する。したがって、利用者が必要と判断する相手に対してのみ情報を制限を付けて提供することができる。また、利用者は、ネットサービ

10

20

30

40

50

スを受ける際（ネットへのアクセス時）、認証のための情報（IDやパスワード）を入力する手間が不要で、駆動された光ディスク側から自動的に認証のための情報が生成されるため、しかもその情報は利用者側とサービス提供（管理サーバー）側のみ復号化可能とされ、更には、双方向ワнтаムパスワードを送出しているため、ネットワークアクセス時のセキュリティが確保される。サービスへの参加、所属、脱退も利用者本人の意思で高度なセキュリティを維持しつつ行うことができる。そして、利用者がネット社会で開示するのは、本人の氏名ではなくニックネームであるため、個人情報の開示の問題はなくなる。このように本発明によれば、利用者個人毎に光ディスク搭載電子回路に格納されている情報によって、インターネットにアクセスしており、たとえニックネームによる開示であっても、その利用者の実在が保証されているため、きわめてセキュリティの高いインターネットへのアクセス、サービスの提供を受けることができる。

10

【実施例】**【0013】**

以下、本発明によるネットワークアクセスシステム、方法及び記憶媒体の好適実施例の構成及び動作について添付図面を参照して詳細に説明する。図1は、本発明によるネットワークアクセスシステムの一実施例の基本システム構成図である。

【0014】

なお、以下の説明では、CPU機能やメモリ等を有する電子回路を搭載した光ディスクを利用しているが、光ディスクに限らず任意のディスク、記憶媒体にも本発明が適用可能であることは勿論である。また、本発明を実施するための構成は、以下に述べるような構成に限定されず、任意の公知の構成を用いることができ任意であり、同様な機能を達成できる構成を採用することができる。

20

【0015】

図2は本実施例における光ディスクをディスクドライブで駆動する構成を示す図である。図2の構成においては、ディスクドライブ100を用いて光ディスクを回転させて光ディスクからデータを読み出したり、データを書き込んだりする。光ディスクの一面に設けられたデータ記憶部には所望のデータ（コンテンツ等のデータ）が記憶されている。光ディスクのデータ記憶部が形成されている面とは反対面には所定の信号処理を実行する電子回路（CPU）110が搭載されている。電子回路110は、受発信部111、信号処理部112、メモリ113を備える。また、電子回路110での信号処理結果や外部からの情報は、例えば、無線信号としてディスクドライブの無線部（受発信部）111を介して外部回路との間で送受される。

30

【0016】

ディスクドライブ100には光ディスクを挿入する挿入口（図示せず）が設けられ、挿入された光ディスクは所定速度で回転される。光ディスクの回転状態で、光ピックアップから光ディスク表面に向けてレーザ光を照射し、その反射光を光ピックアップを介して検出することにより光学的に記録されているデータを読み出す。また、光ピックアップからレーザ光を照射してデータを記録する。

【0017】

ディスクドライブ100は、光ディスクを回転駆動するための駆動部130とメモリ140（必須ではないことは勿論である）を備える。光ディスクは、その一面は音楽情報、映像情報、プログラム情報等のデータが書き込まれたROM領域と、任意のデータの書き込みが可能なRAM領域の少なくともいずれかを有する光データ記憶部120を備え、他面はCPU機能を有する電子回路110を備える。電子回路110は、例えばRFID（Radio Frequency Identification）部として形成することができる。勿論、電子回路110は上記一面に設けることもできる。

40

【0018】

RFID部は、一般に、電磁波を使った非接触通信を可能とするもので、半導体メモリ（ICチップ）内のデータを非接触の状態での通信（読み書き）可能とし、RFID部は、通常、ICチップとそれに接続したコイル状のアンテナから構成される。

50

【0019】

受発信装置200は、リーダ/ライタ機能を有し、上記光ディスク面に配設された電子回路110としてのRFID部のICチップ内の受発信部111との間で無線通信によりデータ授受を行う。受発信装置200と、電子回路110の受発信部111との間のデータ通信は、例えば106kbpsの伝送速度で行われる。

【0020】

電子回路110(RFID部)内のアンテナ(受発信部111)が受発信装置200からの電波を受信すると、共振作用により起電力が発生(電磁誘導等)するので、この起電力を電源整流部で整流して電子回路110の電源として用いる。この電源によりRFID部内のICチップが起動される。

電源供給は、かかる構成に限定されるものではないことは勿論である。

【0021】

パソコン300は、OS等の基本情報が格納されているROM部(蓄積部)310、書き換え可能な記憶部としてのRAM部320、CPU等の演算処理部330、液晶等の表示部340を備え、ディスクドライブ100との間でデータ授受を行い、所望の信号処理を行う。

【0022】

生体認証装置400は、本システムの起動、動作を許可された利用者のみ限定するためのもので、指紋認証、顔認証、声紋認証、瞳の虹彩認証等の生体系パラメータが考えられる。ディスクドライブ100の起動時(パソコン300に接続しておき、その起動時でも同様)、生体認証装置400の、例えば、指紋認証のための指紋読取部に利用者は所定の指を接触させて光学的に読み取り、予め記憶、登録されている利用者の指紋と照合し、両者が一致したときのみ正規な利用者とし使用を許可する。

【0023】

さて、以上のような構成を前提とし、本実施例では、不正ななりすましによる侵入や個人情報漏洩を防止するための種々の方策を採用している。

【0024】

先ず、メモリを有する電子回路110が搭載された光ディスクが利用者毎に用意されており、または利用者の利用を希望するコミュニティへの参加毎に用意される。電子回路110のメモリには、利用者のIDやアクセスに必要な情報が格納されている。これらの情報(例えば、ID、パスワード等)は、利用者によるアクセスの都度、変更され、しかも、これらの情報は暗号化処理が施されており、利用者、サービス提供側に設置されている管理センター側だけでしか知り得ないような形態とされている。電子回路のメモリには、また、利用者の認証のための認証データが格納されている。本実施例では、生体認証データが用いられ、例えば指紋データが格納されている。

【0025】

ディスクドライブ装置100には、生体認証装置400としての指紋検出装置が接続(または内蔵)されており、利用者が、自己の光ディスクをディスクドライブ装置に挿入すると、ディスクドライブ装置は、指紋検出装置で得られた指紋データと光ディスクの電子回路のメモリに格納されている指紋データとを照合し、両データが一致していると判断したときに、正規な利用者であると判断して、次なる処理ステップに移行する。

【0026】

図1を参照すると、本実施例は、予め登録された一人または複数の利用者A~Dが、それぞれ使用するパソコン等の利用者端末1A~1D(図2のパソコン300)、・・・を使用して、例えば、インターネット等のネットワークを介してサービス提供者としての管理センター3が管理するコミュニティに参加する場合に本発明を適用した実施例である。

【0027】

管理センター3が管理するコミュニティには、多くのソサイエティ(図では、チャンネル(CH1~CH3)311~313)が設けられており、利用者は、自分が希望するソサイエティへの加入、参加をフロントエンドサービス2A~2D、・・・等を介して管理セン

10

20

30

40

50

ター 3 に要求することにより行う。

【 0 0 2 8 】

本実施例においては、利用者は、予め管理センター 3 を運営する組織に登録され（ユーザー登録センター 4）、登録された利用者のみが管理センター 3 の管理するネットワークサービス（ソサイエティへの参加等）を受けることができる。すなわち、登録された利用者の利用者コード ID、パスワード PW 等を付与された利用者が、これら情報を管理センター 3 に送出し、管理センター 3 側で正規に登録された利用者と認定された者のみをアクセス可能とし、上記サービスを楽しむことができるような構成を採用している。

【 0 0 2 9 】

管理センター 3 は、多数のエージェント（Ag）31A～31E、・・・を有し、外部（フロントエンドサービス等）とソサイエティ（チャンネル CH1（311）、CH2（311）、CH3（313）・・・）との接続を制御する。図 1 では、各利用者端末 1A～1E には、対応してエージェント 31A～31E が設けられている。

【 0 0 3 0 】

管理センター 3 側には、内蔵して、またはエージェント 31F を介してユーザー登録センター 4 が接続され、そこに利用者情報が格納されている。ユーザー登録センター 4 は、利用者の情報として個人情報、ID 情報、パスワード（PW）等を、必要により暗号化して格納、管理している。例えば、利用者 A～E の免許証、住基カード等の個人情報は、それぞれの暗号化キー（UAI1～UEI1）で暗号化されてメモリに格納され、また、各利用者毎に割り当てられている識別 ID とパスワード PW が管理されている。ここで、U は利用者を、A、E は個々の利用者を、I は個人情報を、最後に付された数字は何回目のアクセス、処理であるかを示す数字を、それぞれ示している。

【 0 0 3 1 】

ユーザー登録センター 4 は、各種情報を管理しており、利用者 A～E のパスワード PW1、PW2、ID 情報（ID0、AIDi）、管理センター 3 のパスワード KApI の管理、チャンネルやエージェントの管理、公開暗号キー Ke や秘密復号キー Kd 等の種々情報を管理している。ユーザー登録センター 4 は、エージェント 31F を介して管理センター 3 に接続され、情報の授受が行われる。

【 0 0 3 2 】

フロントエンドサービス 2A～2E は、エージェント 31A～31F に接続され、これらエージェントを介して、互いに接続されるべき所望のフロントエンドサービスとの接続が直接的に行われる。これは、通常のインターネット接続が、接続されるべき両者の IP アドレスを用いて IP ネットワークで接続されるのとは異なる。

【 0 0 3 3 】

以上の構成において、利用者端末 1A～1E と管理センター 3（ユーザー登録センター 4）との間の信号の授受の際は、セキュリティ確保のために各種暗号化処理と復号化処理が施される。この暗号化は公開暗号キーにより行われる。復号化処理は、公開暗号キーに対応する秘密復号キーにより実行される。

【 0 0 3 4 】

次に、本実施例における利用者情報のユーザー登録センター 4 及び管理センター 3 への登録処理、更にはソサイエティへの参加形成処理について説明する。

【 0 0 3 5 】

まず、これら処理で使用される記号の意味について説明する。（ここでは、利用者 A について説明する）。

【 0 0 3 6 】

Ae[ID0, Ap0, AI0] は、利用者 A の“0”番目（最初）の ID（ID0：基礎コード）、パスワード（Ap0）及び暗号キー（AI0）の情報を公開暗号キー Ae で暗号化された情報を示す。

また、Ad{Ae[ID0, Ap0, AI0]} は、上記 Ae[ID0, Ap0, AI0] を秘密復号キー Ad で復号化された情報を示す。

【0037】

K e と K d は、管理センター3で管理されている公開暗号キーと秘密復号キーを示し、予め管理センター3で事前に作成される。ユーザー登録センター4の公開暗号キーU e と秘密復号キーU d も同様に事前に作成される。

U A I 0 は、ユーザー登録センター4が発行した利用者Aの初期暗号キーで、ユーザー登録センター4は利用者Aの個人情報を利用者Aの初期暗号キーU A I 0で暗号化し、予め付与された後述する基礎コードI D 0の名前がついたホルダーに格納して管理する。

【0038】

基礎コードI D 0は、ユーザー登録センター4が発行する唯一つしか存在しないユニークなコードであり、例えば、P 4 K Y U % 7のような唯一コードが割り当てられる。基礎コードI D 0としては、実際には、ユニークであるかと推察されるコードが割り当てられる。ユーザー登録センター4は、基礎コードI D 0で利用者の個人情報等を管理し、この基礎コードI D 0に基づいて情報の読み出し、書き込みが行われる。しかし、ユーザー登録センター4は、基礎コードI D 0に対応する情報を管理できるだけで、利用者自身を特定した情報を得ることはできない。

10

【0039】

K d {K e [I D 0, A p 0]}は、管理センター3 Aの公開暗号キーK eで[I D 0, A p 0]が暗号化された情報K e [I D 0, A p 0]を、管理センター3側の秘密復号キーK dで復号した情報を意味する。

A d {A e [I D 0, A p 0]}は、利用者Aの公開暗号キーA eで情報[I D 0, A p 0]が暗号化された情報A e [I D 0, A p 0]を、利用者の秘密復号キーA dで復号した情報を意味する。

20

【0040】

A I D 1は、基本コードと称され、基礎コードI D 0と補助コードA A I D 1から成り、 $A I D 1 = I D 0$ (基礎コード) + A A I D 1 (補助コード)で表され、補助コードA A I D 1は利用者の所持する光ディスクに搭載された電子回路で作成される。

【0041】

利用者Aの情報(個人情報に限らず必要なすべての情報)は、上記基本コードの介在なしでは、取得できない。すなわち、基礎コードI D 0や補助コードA A I D 1それぞれ単独では、利用者Aを特定した情報にはアクセスできず、両者がそろった基本コードA I D 1によってのみアクセスできる。その結果、前述のように、ユーザー登録センター4では、利用者Aを特定した情報にはアクセスできない。

30

【0042】

基本コードA I D 1としては、例えば、基礎コードI D 0をO P 4 K Y U % 7とし、補助コードA A I D 1をQ S C 5 6 V B Aとすると、

$$A I D 1 = O P 4 K Y U \% 7 + Q S C 5 6 V B A$$

のように表わすことができる。

U d {U e [I D 0, U A I 1, A p 1]}は、(I D 0, U A I 1, A p 1)をユーザー登録センター4の公開暗号キーU eで暗号化した情報を、秘密復号キーU dで復号化した情報を示す。

40

K e [I D 0, A I D 1, A p 1, ニックネーム]は、(I D 0, A I D 1, A p 1, ニックネーム)を管理センター3の公開暗号キーK eで暗号化した情報を示す。

K d {K e [I D 0, A I D 1, A p 1, ニックネーム]}は、(I D 0, A I D 1, A p 1, ニックネーム)を管理センター3の公開暗号キーK eで暗号化した情報を、管理センター3の秘密復号キーK dで復号化した情報を示す。

【0043】

次に、図2のフローチャートを参照しながら<ユーザー登録センター4及び管理センター3への登録処理>について説明する。

【0044】

先ず、利用者が免許証、住基カード等の個人を証明できる書類をユーザー登録センター

50

4に持参する(ステップS101)。ユーザー登録センター4では、利用者情報としてのID(ID0:基礎コード)とパスワードPW1(Ap0:利用者Aの初期パスワード)と初期暗号キー(AI0)を利用者Aの公開暗号キー(Ae)で暗号化し、利用者Aの光ディスク搭載電子回路に登録する(ステップS102)とともに、免許証、住基カード等の個人情報をユーザー登録センター4の初期暗号キーUAI0で暗号化してサーバー(メモリ)に登録、格納する(ステップS103)。

【0045】

ユーザー登録センター4は、また管理センター3で用意されている公開暗号キーKeで利用者Aの情報ID(ID0)とパスワードPW1(Ap0)を暗号化し、管理センター3に送出する(ステップS104)。

10

【0046】

管理センター3は、ユーザー登録センター4から受信した情報ID(ID0)とパスワードPW1(Ap0)を管理センター3側で用意されている秘密復号キーKdで復号化して保存するとともに、管理センター3側のパスワードPW2(KAp0)を作成する(ステップS105)。

【0047】

さて、利用者Aが実際にアクセスするときには、パソコンや周辺装置の電源をONし、生体認証装置11A(図2における生体認証装置400)を用いて生体認証を行い、正しい利用者であることが確認された後、光ディスクを起動し(ステップS106)、光ディスクやパソコンにインストールされているフロントエンドサービス2Aを起動する(ステップS107)。

20

【0048】

次に、電子回路は、ユーザー登録センター4で光ディスクに登録されたID(基礎コードID0)とパスワードPW1(Ap0)を、予め用意されている秘密復号キーAdで復号化して確認する(ステップS108)。また、電子回路は、補助コード(AAID1)を発生し、光ディスクに登録されている基礎コードID0に加算し、基本コードAID1(AID1=ID0+AAID1)を作成する(ステップS109)。このとき、電子回路は、ユーザー登録センター4で登録された初期暗号キーUAI0に基づいて、ユーザー登録センター4での暗号化に用いられる利用者Aの暗号キーUIAI1、暗号キーAI1及びパスワードPW(Ap1)を作成する(ステップS110)。利用者端末1Aの電子回路では、利用者Aの公開暗号キーAe、秘密復号キーAd、パスワードPW1、管理センター3側で用いるパスワードPW2、ID(基本コードAID1)、暗号Aii等の情報を作成する。他の利用者端末1B~1Eも、同様な情報を作成する。

30

【0049】

利用者端末1A側では、ユーザー登録センター4の公開暗号キー(Ue)で基礎コードID0、暗号キーUAI1、パスワードPW(Ap1)を暗号化し、ユーザー登録センター4に送出する(ステップS111)。

【0050】

ユーザー登録センター4は、受信した情報を、用意されている秘密復号キーUdで復号化し、基礎コードID0の名前が付されているホルダーの個人情報を読み込んで暗号キーUAI0に対応する復号キーで復号化後、暗号キーUAI1で暗号化して更新、保存する。また、パスワードPW(Ap1)も同一ホルダーに更新、保存する(ステップS112)。

40

【0051】

利用者端末1Aでは、管理センター3の公開暗号キー(Ke)でアクセスコードとしての基礎コードID0、基本コードAID1、パスワードPW(Ap1)、利用者Aに任意に付与されているニックネームを暗号化し、管理センター3に送出する(ステップS113)。

【0052】

管理センター3は、利用者端末1Aから受信した情報を、用意されている秘密復号キー

50

K dで復号化し、基礎コード I D 0 対応のホルダーに、

- (1) 利用者 A の更新された基本コード A I D 1
- (2) 利用者 A の更新されたパスワード P W (A p 1)
- (3) 管理センターから利用者 A に送出されたパスワード P W (K A p 0)
- (4) 利用者 A のニックネーム、

を保存する (ステップ S 1 1 4)。

【 0 0 5 3 】

ステップ S 1 1 0 の処理後、利用者端末 1 A 側の光ディスクに搭載されている電子回路には、

- (1) A I 1 で再度暗号化した免許証、住基カード等の個人情報
- (2) A I 1 で暗号化された基礎コード I D 0 と A I D 1
- (3) A I 1 で暗号化した管理センター 3 からのパスワード P W (K A p 0)
- (4) 利用者 A のニックネーム
- (5) ユーザー登録センター 4 の暗号キー U A I 1

を保存する (ステップ S 1 1 5)。

【 0 0 5 4 】

ステップ S 1 1 2、S 1 1 4 及び S 1 1 5 の処理の後、以降、i 番目の各暗号キー、基本コード、パスワード : U A I i、A I D i、P W (A p i) が逐次利用者 A の光ディスクの電子回路で更新され、同時に管理センター 3 及びユーザー登録センター 4 の I D 0 のホルダーに格納されている情報もその都度更新される (ステップ S 1 1 6)。

【 0 0 5 5 】

以上説明したように、本実施例では、インターネットへのアクセス時に必要な利用者の I D とパスワードが 2 元的に自動的に生成されて、しかも次回アクセス時の I D とパスワードを相互に毎回変化させて生成している。生成された I D とパスワードは、暗号化され、それぞれでしか復号できないような構成となっている。

【 0 0 5 6 】

次に、図 3 のフローチャートを参照して < ソサイティ (場、チャネル) の形成処理 > について説明する。

【 0 0 5 7 】

先ず、利用者 A は、パソコンや周辺装置の電源を O N し、指紋認証装置 1 1 A を用いて生体認証を行い、正規な利用者であることが確認されると、光ディスクをディスクドライブで起動し (ステップ S 2 0 1)、フロントエンドサービス 2 A を起動する (ステップ S 2 0 2)。このフロントエンドサービス 2 A は、光ディスクにインストールされている (設定されている)、利用者単位で設定されている特殊プログラム処理により、ネット接続のための特定プログラムとすることができる。この特定プログラムは、サービス提供側の管理センター 3 に設けられている、利用者が希望するソサイティ (場、チャネル : C H 1、C H 2、C H 3、・・・) への接続を行うための処理を、予め光ディスクに格納されている利用者特有の情報に基づいて実行させるためのものである。

【 0 0 5 8 】

すなわち、利用者端末 1 A では、ユーザー登録センター 4 で光ディスクに登録されている I D (基本コード A I D 1)、パスワード P W (A p 1) を暗号キー A I 1 に対応する復号キーで復号化し、所属したいチャネル (本例では、チャネル C H 1 とする) とともに管理センター 3 の公開暗号キー K e で暗号化して送出する (ステップ S 2 0 3)。フロントエンドサービス (F S) 2 A は、利用者端末 1 A から受信した情報をソサイティへの接続を制御するエージェント 3 1 A に受け渡し (ステップ S 2 0 4)、エージェント 3 1 A は、管理センター 3 にそれを送出する (ステップ S 2 0 5)。

【 0 0 5 9 】

管理センター 3 は、秘密復号キー K d で、希望チャネル (C H 1)、暗号キー A I 1、基本コード A I D 1 及びパスワード A p 1 を復号化する (ステップ S 2 0 6)。利用者端末 1 A では、管理センター 3 側が持っている利用者 A の暗号キーで暗号化された基本コー

10

20

30

40

50

ド A I D 1 及びパスワードの初期値 A p 0 を、復号 (秘密) キー A d で復号して基本コード A I D 1 と、管理センター 3 側のパスワード K A p 0 を入手する (ステップ S 2 0 7)

【 0 0 6 0 】

次に、こうして得られた利用者 A の I D と、パスワード P W とを比較し (ステップ S 2 0 8)、一致していなければ、管理センター 3 は、利用者 A に再度 I D とパスワード P W の送付を依頼し (ステップ S 2 0 9)、管理センター 3 は、利用者 A の公開暗号キー A e で暗号化された基本コード A I D 1 と管理センター 3 の利用者 A 用のパスワード P W (K A p 0) を添付して利用者端末 1 A の電子回路に対して再送付を依頼する (ステップ S 2 1 0)。そうすると、利用者 A は、秘密復号キー A d で基本コード A I D 1 と管理センター 3 のパスワード K A p 0 を復号化して入手し、基本コード A I D 1 と管理センター 3 のパスワード K A p 0 と利用者 A の有するコードとを比較し、管理センター 3 からのものであることを認証する (ステップ S 2 1 1)。その後、ステップ S 2 0 3 の処理に戻る。

【 0 0 6 1 】

ステップ S 2 0 8 における比較の結果、I D とパスワード P W の両者が一致していると判定されると、利用者 A の I D (A I D 1) とパスワード P W (A p 1) で利用者 A を認証し、管理センター 3 は利用者 A の希望するチャンネル C H 1 を繋ぐようにエージェント 3 1 A に命令する (ステップ S 2 1 2)。

【 0 0 6 2 】

エージェント 3 1 A は、利用者 A のフロントエンドサービス (F S) 2 A とチャンネル C H 1 をエージェント 3 1 A を介して接続する (ステップ S 2 1 3)。

【 0 0 6 3 】

同様に、利用者端末 1 B や 1 C 等、希望する利用者端末も接続し、チャンネル C H 1 のソサイティを形成する (ステップ S 2 1 4)。

【 0 0 6 4 】

利用者端末 1 A の光ディスク搭載電子回路は、新規の (2 回目のアクセス) パスワード A p 2 と暗号キー A I D 2 とを作成し、I D 0 とともに管理センター 3 の公開暗号キー K e で暗号化して送出する (ステップ S 2 1 5)。

【 0 0 6 5 】

管理センター 3 は、パスワード K A p 1 を作成し、作成したパスワード K A p 1 を利用者 A の公開暗号キー A e で暗号化して利用者端末 1 A に送出する (ステップ S 2 1 6)。利用者 A は、ソサイティでのコミュニケーション、サービスを受け (ステップ S 2 1 7)、サービス終了後、利用者 A は、エージェント 3 1 A に切断を要求する (ステップ S 2 1 8)。

【 0 0 6 6 】

ステップ S 2 1 8 の処理後、利用者 A の I D (I D 1) とパスワード P W (A p 1) で利用者 A を認証し、認証されると、管理センター 3 は、利用者 A の希望するチャンネル C H 1 を切断するようにエージェント 3 1 A に命令する (ステップ S 2 2 1)。管理センター 3 は、利用者 A の I D を新たに作成された基本コード A I D 2、パスワード P W を、新たに作成されたパスワード A p 2 に更新して保存する (ステップ S 2 2 2)。そして、エージェント 3 1 A は、利用者 A のフロントエンドサービス (F S) 2 A とチャンネル (C H 1) を切断する (ステップ S 2 2 3)。

【 0 0 6 7 】

一方、ステップ S 2 1 5 の処理後、ユーザー登録センター 4 に対して利用者 A の 2 回目アクセス時のパスワード A P 2 と基礎コード I D 0 を、公開暗号キー U e で暗号化してユーザー登録センター 4 に送出し (ステップ S 2 1 9)、ユーザー登録センター 4 では、秘密復号キー U d で復号化して得られたパスワード A P 2 を更新し、保存する (ステップ S 2 2 0)。

【 0 0 6 8 】

以上と同様な処理を経て他の利用者も任意のチャンネルに接続され、所望のサービスの提

10

20

30

40

50

供を受ける。

【0069】

こうして複数の利用者が所定のソサイティに参加できるようになる。ソサイティに参加している利用者(A)が使用しているパソコンのディスプレイ画面には、参加しているソサイティの掲示板が表示され、利用者Aを含め参加している利用者のニックネームが表示される。また、同掲示板には、図4に示すように、利用者(A)の利用できる(READ、WRITE)機能とサービス(チャット、電話、ホームページ、アンケート調査等)が表示されている。

【0070】

本実施例では、互いに接続されるべき所望のフロントエンドサービスとは、IPネットワークやメールアドレスではなく、直接的に接続されているので、これらの個人情報を開示せずとも、メールマガジンサービス業者が設置した利用者端末からメールマガジン等を受信することができる。

【0071】

また、利用者端末を銀行や配送業者側に設置された端末とすれば、ネットショッピングによる口座振替指示を銀行側の端末に対して行えば業者にクレジットカード情報を開示せずに決済が行えるし、運送業者には住所のみを開示すれば良く個人情報の無制限な開示を避けることができ、セキュリティが向上する。

【0072】

上述実施例における各処理は、プログラムとして記述され、このプログラムに基づく処理をコンピュータによって実行させることができることは勿論であり、当該プログラムは記憶媒体に格納される。

【0073】

以上、本発明の好適実施例の構成及び動作を詳述した。しかし、斯かる実施例は、本発明の単なる例示に過ぎず、何ら本発明を限定するものではないことに留意されたい。本発明の要旨を逸脱することなく、特定用途に応じて種々の変形変更が可能であること、当業者には容易に理解できよう。例えば、電子回路は光回路としても良いし、情報は電子回路またはノ及びディスクに格納させることもできることは勿論である。また、ディスクの代わりにUSBメモリのように外部から取り外し可能に接続される記憶媒体であれば、どのようなものでも使用できることも勿論である。

【図面の簡単な説明】

【0074】

【図1】本発明によるネットワークアクセスシステムの好適実施例の基本構成ブロック図である。

【図2】本発明の実施例における光ディスクをディスクドライブで駆動する構成を示す図である。

【図3】本発明の実施例におけるユーザー登録センター4及び管理センター3への登録処理手順を示すフローチャートである。

【図4】本発明の実施例における利用者が参加するソサイティ(場、チャンネル)の形成処理手順を示すフローチャートである。

【図5】本発明の実施例において利用者のディスプレイに表示される利用可能機能とサービス内容例を示す図である。

【符号の説明】

【0075】

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 A ~ 1 E | 利用者端末 |
| 2 A ~ 2 E | フロントエンドサービス |
| 3 | 管理センター |
| 4 | ユーザー登録センター |
| 1 1 A ~ 1 1 E | 生体認証部 |
| 3 1 A ~ 3 1 F | エージェント |

10

20

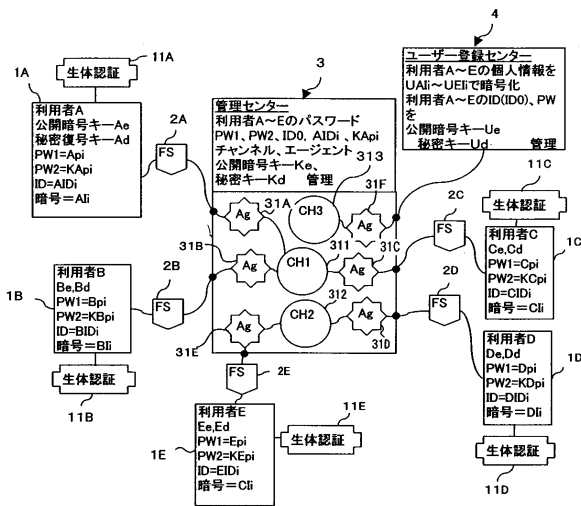
30

40

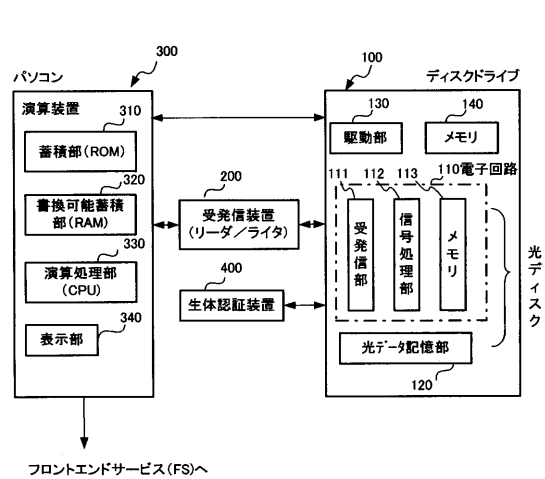
50

- 3 1 1 ~ 3 1 3 チャンネルCH1 ~ CH3
- 1 0 0 ディスクドライブ
- 1 1 0 電子回路
- 1 1 1 受発信部
- 1 1 2 信号処理部
- 1 1 3 メモリ
- 1 2 0 光データ記憶部
- 1 3 0 駆動部
- 1 4 0 メモリ
- 2 0 0 受発信装置
- 3 0 0 パソコン
- 3 1 0 ROM部
- 3 2 0 RAM部
- 3 3 0 演算処理部
- 3 4 0 表示部
- 4 0 0 生体認証装置

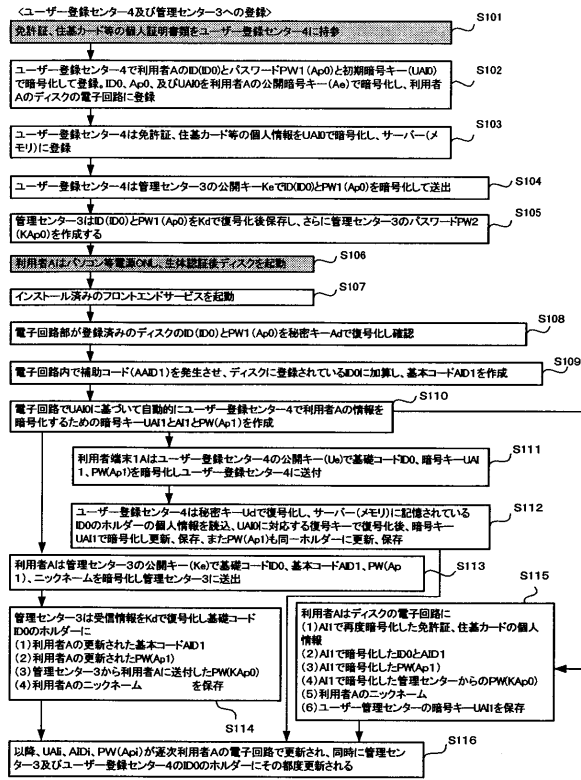
【図1】



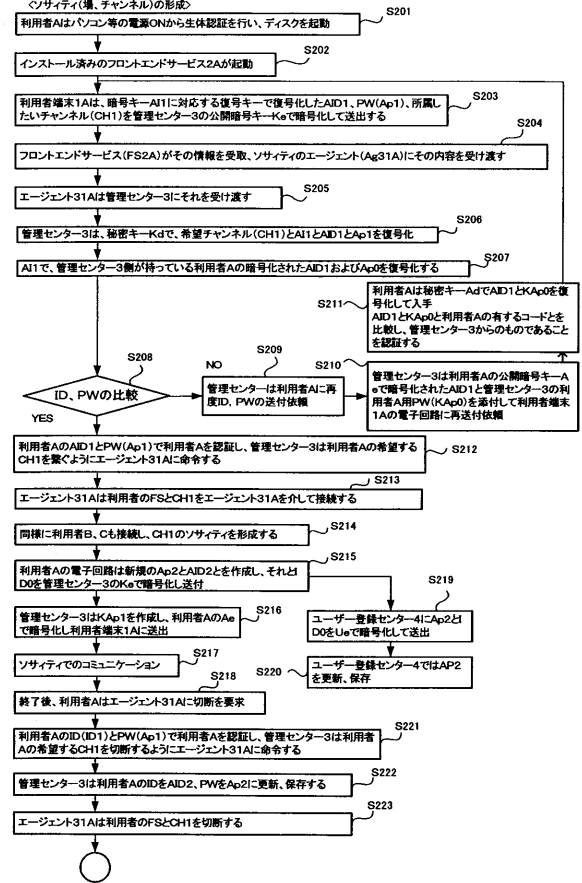
【図2】



【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】

READ	WRITE	
○	○	チャット、電話 ホームページ アンケート調査
○	×	
×	○	

フロントページの続き

(72)発明者 刈本 博保

横浜市港北区新横浜3 - 2 - 6

新横浜ビジネスセンタービル6F

インテリジェントディスク株式会社内

(72)発明者 中村 正規

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力株式会社内

Fターム(参考) 5B085 AE02 AE03 AE25 AE26 AE27

5J104 AA07 KA01 KA04 KA16 NA02 NA05 NA38 PA07